

民生常任委員会所管事務調査報告書

1 社会福祉に関する事項

(1) 高齢者世帯等の支援について

遠軽町高齢者保健福祉計画及び第8期介護保険事業計画に基づき、各事業の充実を図るべきである。

(2) 高齢者の見守り体制の充実について

孤立化による孤独死などは地域社会を挙げて取り組む課題であり、町は地域住民が行う見守りなどの活動を積極的に支援すべきである。

(3) 障がい者が安心して生活できる地域社会の実現について

第6期遠軽町障がい者計画及び障がい福祉計画に基づき、障がい者個々の状況に応じた各種支援を推進すべきである。

(4) 社会福祉事業者との連携について

高齢社会が進むなか、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、社会福祉事業者を取り巻く環境が大変厳しい状況にあることから、さらに連携を密にするとともに事業者に対する支援を講ずるべきである。

また、介護の担い手不足については喫緊の課題であることから、取り組みを強化すべきである。

2 介護保険に関する事項

介護保険制度について

遠軽町高齢者保健福祉計画及び第8期介護保険事業計画に基づき、事業の推進を図るべきである。特に認知症高齢者やその家族の生活を支えるため、医療・福祉等関係機関と連携し、介護サービスの向上を図るべきである。

また、ボランティアなど地域の多様な資源を活用し、地域の助け合いや支えあいを進め、生活支援体制整備を推進すべきである。

3 保健衛生に関する事項

地域医療体制について

安心して暮らせるまちづくりを進める上で、医療の充実が最も重要であることから、継続して医師確保に努めるべきである。

また、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大する中、地域医療提供確保のため、国や道と連携し引き続き支援を行うべきである。

4 環境衛生に関する事項

(1) 生活排水対策について

生活排水処理基本計画の実施に当たっては、さらに計画内容の住民周知に努めるとともに、効果的な生活排水処理対策に取り組むべきである。

(2) 空家等対策の推進について

特に特定空家対策の計画については早期に策定し、これに基づく実施に取り組むべきである。

5 住民生活に関する事項

(1) 交通安全対策の推進について

道路交通網の整備・充実により交通量が増加及び変化していることから、交通事故防止に向け、全ての住民が安全・安心に歩行できる歩道等の整備を、関係機関と連携し実施すべきである。

(2) 安全・安心のまちづくりについて

「遠軽町安全安心まちづくり条例」の目的を住民に周知するとともに、地域の防犯、青少年・子どもの健全育成のための、見守り活動等に関する施策を積極的に講じるべきである。

6 子育て支援に関する事項

子ども・子育て支援行政について

子育て環境については、子ども・子育て会議とよく協議し、今後も、きめ細やかな事業を実施していくべきである。

また、遠軽町子ども・子育て支援事業計画に基づき、子育て世代包括支援センターの活用を図るべきであり、年間を通した遊び場のあり方についても具体的に進めるべきである。